

防災対策調査特別委員会

（平成24年10月19日）

小林博次委員長

それでは、こんにちは。第20回の防災対策調査特別委員会を始めさせていただきます。

用意しました資料が7点あります。前回の委員会での資料請求がありましたから、順番に説明をしていただいて、きょうは避難についてのまとめの文章を20 6で資料として入れてありますから、その点についてもご論議をいただきたいと思いますので、とりあえず順番に資料について説明をいただきます。

まず、資料20 1は前回の委員会のまとめでございますので、また目を通しておいてください。それから、資料20 2から順番に説明いただけますかね。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

それでは、資料20 2についてご説明させていただきます。

本資料につきましては、前回の委員会におきまして、委員のほうから提出の要求がありました資料でございます。震災関連死とはということで資料を提出させていただきました。

震災関連死とは、火災、津波などの震災の直接的な被害を受けた水死、圧死ではなく、震災直後のショック死や避難生活の環境の悪化などによる病気、または持病が悪化して死亡した人、それに災害に起因する自殺者を含めた数値となっております。

その下に県別の人員割り振りが入っているんですが、一応この中で、関連死の中で、避難生活における関連死という方が638名おみえになるということで、ほぼ4割程度の方が避難生活において関連死で亡くなられているという現状が、東日本大震災の場合あったということでございます。

それと、この災害関連死の認定につきましては、自治体や医師、弁護士等で構成するメンバーで審査会を設置して、その場において関連死の判断をするということになっております。

資料20 2についての説明は以上でございます。

小林博次委員長

どうしましょう。1個ずついきましょうか。

山本委員、よろしいか。

山本里香委員

今説明を受けたところでは、直接的な圧死、水死ではなくて、避難所生活も含むところということが言われたんですけど、避難中に亡くなった方というものは、この二つじゃなくても震災死、災害関連死ではなくて震災死に入る水死、圧死ではないけれども、避難中に亡くなられた方というものは、病人の方で移動中に命を落とされたりとかそんなことがよく出ていますけれども、それはもう震災死の中に入ってくるね、圧死や水死じゃないけど。

北住危機管理監付政策推進監

政策推進監の北住です。よろしくお願いいたします。

今山本委員が言われたのは、それは震災関連死のほうになります。あくまでも直接死、災害による直接死亡、それ以外のものについては震災関連死ということで、災害弔慰金の対象になるものについては震災関連死になるということです。

山本里香委員

この数の中に入っていると。

水死、圧死という、よくいう直接そのときのというものではないのは、全部ここに入っているということですね。だから、それでいいのね。

北住危機管理監付政策推進監

はい、そのとおりです。ただ、あくまでも災害弔慰金の対象になるというのは条件になりますけれども。

山本里香委員

避難のことについてこれからもするわけなんですけれども、避難によるというか、避難の不備であるとか、避難の問題点により亡くなられた方、避難所の運営ということは、また次のことになると思うんですが、この数の中で、避難の問題により亡くなられた方という数は、別には取り出せないのでしょうか。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

避難所への移動中と避難所の問題で移動等をされてその間に亡くなられた方というのも401名出ているということで、済みません、さきの第19回の当委員会の資料の中で資料としましてつけさせていただいた中に添付させていただいております。済みません。

23ページのほうに。

山本里香委員

前回のときの読み取りがちょっと足りなかったので、私のほうでこういったところもお願いしたところですので中を確認します。

小林博次委員長

よろしいか。

ほかの方。

樋口博己委員

ちょっと避難所と直接関係ないかもわかりませんが、もしわかったら教えていただきたいんですけど、下の注4のところの最後に書かれてありますが、災害弔慰金の支給対象となった方という定義になっていまして、実際には支給されていない方も含むとあるんですけど、これは何か裁判を起こしたり問題になっているんですけど、これは、どこがどういう差で弔慰金をもらえたりもらえなかったりする差が、もしわかったら教えていただきたいんですけど、済みません。

北住危機管理監付政策推進監

復興庁の資料によりますと、弔慰金の対象にはなるんですが、例えば相続権者が誰もいないとか、そういうケースで支払われなかったケースはあるというのは出ておりました。

樋口博己委員

これだけにしておきます。

小林博次委員長

また、次に行ってください。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

引き続きまして、資料20 3についてご説明させていただきたいと思えます。

資料20 3につきましては、南海トラフの巨大地震における津波高、浸水区域等の被害想定についてということで、内閣府のほうから本年8月29日に発表された内容についてご説明させていただきます。

まず、発表の前段といたしまして、この想定につきましては、発生し得る最大クラスの地震津波を推定したものであるということと、発生時期については、非常に発生頻度は低いものであるということ、それと、次に発生する地震津波がこの最大クラスの津波であるということは限らないということ、それと、東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として対応をとということが前提としてうたわれております。

続きまして、津波高及び津波到達時間について、表に書かせていただいている部分についてご説明させていただきます。

想定マグニチュードにつきましては9.1ということで、3月に発表されたものと同じでございます。最大津波高、これが3月に3.6mで発表されていたものが、今回5mというような数値に変わっております。これにつきましては、地盤の沈降量を含む、また小数点以下の桁を切り上げるということによって5mという数字が出てきたということでございまして、現状としましては、この3.6mに沈降量、これについては明確な数字は出ておりませんが0.6mないし0.7mと考えて4.2m、それを切り上げたことによって5mというような数字が出たと、こちらのほうは分析させていただいております。

それと、最大津波の到達時間ですが、これにつきましては174分ということで、前回の3月にはこの部分については発表されておりましたが、三重県が3月に独自で発表した数値165分に比べると、9分ほどおくられているというのが現状でございます。

それと、津波到達時間につきましては77分と、これは到達高が1mのものが77分ということでございまして、これにつきましては三重県の3月発表と比較すると5分程度遅くなっているというところでございます。

引き続きまして、被害想定につきましてでございますが、これにつきましても、想定マグニチュードは9.1と、それと最大震度につきましては3月発表と同様の6強でございますが、以前の三重県、内閣府等が発表しました6弱に比べると強くなっていると。それと、死者につきましては、全国で32万3000人と、三重県においても4万3000人という数字が出ておりました、これに対しましても、前回の平成15年の国の内閣府、平成17年の三重県のほうで死者想定ということが出ておりました、その20倍近い数字が出ているというところでございます。

なお、最大死者の四日市市分につきましては、今回は市町村別の数値というものが発表されておられません。これにつきましても、三重県のほうにこちらのほうから確認した結果としましては、本年度いろいろと調査しまして市町村別状況については年度内に中間報告的なものを出したいというような回答をいただいております。

最後になりますが、被害想定死者の内訳ということでございますが、先ほど言いましたように県内4万3000人の死者、そのうち一番大きいのが津波による死者で3万2000人と、それとあと倒壊家屋が9800人、火災が900人、急傾斜地崩壊等が60人というような数字になっております。

続きまして、次のページを開いていただきますと、津波の浸水予想図を3枚つけさせていただきます。一番左図面が、今回発表された中の防潮堤の施設を考慮した場合の浸水区域を図示したものでございます。中央は、この防潮堤等の施設がない場合と、それで最後に一番端には、平成24年3月、三重県が防潮堤の施設がない場合の浸水図をつけさせていただきます。内閣府の今回の発表と三重県の発表を比べてみますと、ほぼ形態的には同様の形態を示しているわけでございますが、ただ、磯津地区の部分が、かなり三重県の想定と今回の想定で浸水エリアが変わっているというような状況でございます。

一応、南海トラフの巨大地震に対する、内閣府から発表されました資料の概要説明は以上で終わります。

小林博次委員長

説明に対して質問があれば。

数字が違うので。

早川新平委員

これは前もお伺いしたと思うんですけど、以前は3.6mという最大津波高があって、今回8月で内閣府のほうは5mという基準になった。防潮堤が機能した場合としない場合というふうに分けてもらってあるんですけど、ここの防潮堤の高さって4.8mぐらいと違うのかな。それは、ちょっと教えていただきたいんですけど、確認で。この堤防の高さ。

坂口危機管理室長

一番低いのは四日市港の内側にある4.1mが最低で、港の前にある大きなものは最低が4.8mでございます。

早川新平委員

そうすると、ずーっと23号沿いに、僕ら、堤防道路と呼んでいるんだけど、堤防が伊勢湾台風以降にできましたよね、波返しがついていて。基本的にあれが堤防という認識があるんですけど、今の坂口危機管理室長の話だと4.1mが港のところで、千歳地区の、それ以外のところは4.8mぐらいはあるのか。それとも5mはあるのかな。

というのは、なぜ聞きたいかという、3.6mだったら安心はしていたんですけど、地盤沈降があるとかそういうことも踏まえて一応5mと出た以上は、この堤防が機能するもしないも、防潮扉が機能するしないはわかるんですけど、堤防の絶対数の高さが足りなければ越水する可能性は大いにあるんだよな。

そのところだけ、ちょっとはっきり教えていただきたいんですけど、もし足りないのであれば何らかの手当てをしなければいけない、幾ら何でもかさ上げというのかな。人の命を守るから逃げなさいと言うより、守れるところはやっぱり守らないと、任せっ切りではいけないと思うんだよな。

そこだけちょっと、4.5mだったら堤防はちゃんと機能して、満潮時であって大潮であっての最高高で全部計算が出ての5mでしょうけれども、堤防は越えないのかな。そこだけ教えていただきたい、はっきり言って。だから、それだけ教えていただいたら、何でもかんでも逃げろと言うんじゃないしに、守れるところはやっぱりまず守らないといけないと思うんですけど、空洞化も含めてね。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

これにつきましては、中部地方整備局等にも確認させていただいたところ、越水のおそれは今のところないという話で、危機管理室は聞いております。

ただ、この高さというのは堤防高ではございませんので、海拔高で出しておりますので、ふだんより海面は少し低いということで、ちょっとご了承いただきたいと考えております。

早川新平委員

非常に難しい部分だと思うんですけど、例えば、北部で富洲原地区の天力須賀新町ってあるのね。国道23号線の前にある、会社が入っている前のは、あれは堤防ではないんだよね。だからあそこはもう水がたまりますよと。それで、国道23号線のある旧の堤防があったところ、それからずーっと富田地区へ来て、花火大会の前も国道23号線の前は埋め立て地、花火大会の本部のところ、あそこも堤防ではないわけだな。ということは浸水する可能性があるわけだ。防潮扉も国道23号線のところについていて、これ、ずーっとそうなんですよね。だから、そういった住民の不安があるわけだ。何ていうのかな、海山道地区のほうへずーっと行っても沿岸部の、そのこのところで、今中部地方整備局で調べたら越水の可能性はないと言うけど、5 mということが出ていても、切り上げとしても、たとえ切り上げとしても。そのこのところで、数字だけからみたら違うじゃないかという住民の不安をあおると思うんですけど、そこはやっぱり懇切丁寧な説明がないと、広報よっかいちでも。こんなの違うじゃないかということは、当然出てくるので、安心感。例えば越水しますと、だから逃げてくださいねということと、一方で、大丈夫です、越水しないですよという形でやるのとでは、大きな危機管理の場合では差が出てくると思うんだけど、ここは重要なところだと思うんだな。防潮扉が機能するしない以前の問題で、一番最前線の堤防は越水しないですよということさえ、ここを確認しないと、あとの対策というものが全部変わってくると思うんですけど。

それ、ちょっと教えてください。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室、内系です。

津波高につきましては、今こちらのほうにも5 mという形で出ているんですが、ポイントによって、3 m、中間のところは4 m20cmから30cmくらいが今最高という形で見えてはい

るんですが、その詳細データにつきましては、最近内閣府のほうが発表があってこちらのほうへいただけるような形で手続がとれるようになりましたもので、現在詳細なデータについては、地点のデータを今とろうと思っております。

ただ、今、四日市港管理組合とも話をしているんですが、堤防高から考えると、越えるところというのは基本的には少ないんですが、ただこの実情、一番左の側、確かに北のほうにすこしやっぱり色がついているところがあるということになると、何らかの形で水が入ってくるということは出ておりますので、ただ今詳細の、こういったような形で水が入ってきて、ここのところは水がついてくるんだということについては、国等からもまだ現在示されていませんもので、まずは詳細な地点の津波高ということは、つかみ次第またこちらのほうでもお出ししていかないといけないとは思っております。

あと、そちらのほうの、こういった形で津波が浸水していくかということについては、何度も三重県、国等には要望をしているんですが、今のところ示されていないということです。そのところはわかり次第、こういったことで浸水する可能性があるのかということを知りたいと思います。

ただ、この一番左側の地図を見てもわかるように、霞地区の埠頭より下のところはほとんど色がついていないという形になると、このあたりについては堤防を越えないという形で、今言った地盤沈降だとか満潮位も国のほうは考慮してかつ堤防高も考慮しておりますので、そのあたりは越えないという予測になっているということは、もう間違いないと思いますので、あわせて細かいことはわかり次第また報告はしたいと思っております。

以上です。

早川新平委員

ありがとうございます。

村山繁生委員

今回示されました津波浸水予測図ですけど、これは川の遡上は計算されておりますでしょうか。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室、内系です。

一番左側の図面を見ていただくと、霞地区の埠頭のところの下のほうで、少しオレンジ色がついているところがあると思います。

鈴鹿川のほうがわかりやすいですね。鈴鹿川の本川、派川のところを見ていただくと、オレンジ色がついているところがあると思います。これについては、河川遡上のほうを見ているといったような部分になっておりまして、一応堤防から外には出ていないような形になっておりますので、越えていないという形であります。

ただ、一応この形上は、河川遡上についても一定は見ているといった形で報告は受けております。

以上です。

村山繁生委員

私は、前に中央防災会議のまた新たな試算が出るといったときに、この川の遡上も計算されるのかなと思っていましたが、国のほうに聞きますと、2級河川なんかは全部地方でやることなんだというふうに聞きましたので、それならすぐにできるはずだというふうに聞いたんですけれども、これは完全な計算された、本当に、例えば三滝川でも海蔵川にしても、どの程度遡上して、あふれるのかどうかということは計算されているんですかね。最大震度の場合。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室、内系です。

河川遡上については、四日市市だけを見ると、これまでも越水ということは出ていないわけなんですけど、他のほうを見ると、ここでの越水というような形で浸水しているというところもあるということから見ると、小さい中小河川も含めて、県管理河川ぐらいのところぐらいまでについては見ているといった形で聞いてはおります。それをもって、堤防のほうの構造物が越えるか越えないかというところについても、見ておりますので、本当に高い津波が来て、堤防高を越えるような形の波が来た場合は、越水も考えて浸水するということが、想定の中には考慮されているという形では報告は受けております。

以上です。

村山繁生委員

やっぱりきちっとした計算、これは三重県の管理だと思しますので、県のほうへきちっと要望して、一刻も早くきちっとした計算をしてもらって、その旨きちっとしたデータを示してほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほど言いましたように、三重県のほうから中間報告も出るということもございますので、それに合わせまして、そういう管理河川等の遡上、こういうものについてもこちらから積極的に考慮した数値、こういうものを求めていきたいと考えております。

以上です。

村山繁生委員

よろしく申し上げます。

早川新平委員

今の村山委員にも少々関連するんだけど、一番左の津波浸水予測図の一番左のところに、北部のほう、これ、富洲原地区とか富田地区、羽津地区なんですけれども、黄色くなっていますよね。沿岸部は意外と白いんだよな。これは、そこは低いからそこへたまるということ。これはどういう理解をしたらいいのかなと思って、ちょっと説明してください。

内糸危機管理室室付主幹

危機管理室、内糸です。

確かにおっしゃられるとおり、前回の三重県のもの、またその前の2003年の国の発表等もあるんですが、それを見ても、それに比べると、逆に以前は深かった楠地区、四日市市の中心部などが浸水せずに、富洲原地区であるとか富田地区のほうのところ浸水になっている。ここについては、どうしてなんだという形で、僕らのほうも三重県、国のほうに問い合わせをしてはいるんですが、詳細な、要は浸水シミュレーション、どういった形で水が入ってくるというところについては、まだちょっと三重県のほうも詳細な報告は受けていないという形で、国のほうにも三重県から問い合わせてもらったんですが、それらのデータをお出しいただけていないというところがあります。

こちらのほうについては、どういったような原因なのかということも、今も言いましたように問い合わせしているんですが、詳細については現在わかっていないというようなところであります。

お答えにはなっていないんですが、現状としては今そういうふうな状況になっております。

早川新平委員

現状では、今の答弁が精いっぱいだと思うんですけども、また、特に北部の今おっしゃっていただいた黄色の30cmから1mくらいの浸水の予測のところに、海岸部のほうが浸水しないというふうになっているので、どこからするのかなど。川を遡上して、裏から入るのか、そのところ、ちょっと合点がいかないのだわ、前から順番にするのだったらわかるのだけれども、そのところをまた調べておいていただければ、お願いします。

小林博次委員長

この内閣府発表の資料、余りこのままいくと、とても対応にもならないし、やっぱり、県と市が打ち合わせてきちとした数字にしてもらって、これ、年度内にきちとした数字がまとめられて発表されるということね。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

私が確認したところ、年度内に中間的な報告はできるんですが、最終的な報告については年度をまたいでしまうというようなことでございましたので、その中間報告を見て、わかる範囲内で三重県のほうと調整しながらまた情報を県からとりたいと考えております。

小林博次委員長

中間報告ではっきりわかるわけだ。

坂口危機管理室長

中間報告でどこまで出すかということが三重県のほうにまだ正確に答えていただけていないもので、中間報告を見せていただいて、その結果に基づいてより詳細なことが、報告

に出なければ、危機管理室から県へ行って状況等を問い合わせてきたいなと、そのように考えておりますが。

内系危機管理室室付主幹

地点、地点の津波高、主要なポイントだけになると思いますが、そちらにつきましては、今、先ほども言いましたがデータ取り寄せをしておりますので、全体的なところというよりは、主要なポイントについての津波高については内閣府のほうに取り寄せをしておりますので、それはわかり次第お出しできるというふうに思っております。

小林博次委員長

そういうものがあるのなら、きちっと図解して、きちっとした資料で出すようにしてくれませんか。

こんなのは、あなた、小数点以下切り上げてと、そんないい加減な発表をこの資料としてもらったって、対策の立てようがない。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室、内系です。

おっしゃられるとおりなんです、今までは、詳細なものというものが市町のほうへ下りてこなかったというところがありまして、最近になってそのようなデータが市町のほうへおりてくるというような情報をつかみましたもので、それは早急につかみ次第お出ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

早川新平委員

この浸水予測図の一番左で考慮させてもらうんだけど、先ほどお話しさせてもらったように、北部が黄色あるいは緑になっている、ここに富洲原中学校とかが入っているんだよな。これは指定避難場所になっているので、今委員長がおっしゃったように、これが変わってくると対策が全部変わってくる。特にこの富洲原地区に限って言えば、もう低いところはわかっているんですよ。11年前の東海豪雨でも腰ぐらいまで水が来ているんですよ。そこを避難場所にしてどうするのだというのは、これ、もう根強い声なんです。だから、そういった意味で、やはり高いところで、これが基準であれば濡れないところもあ

るので、そこを避難場所に制定、変更していかないといけないのだから、ここだけはちょっとやっぱり早急にでも理由を教えてくださいということ、調べていただきたいです。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室、内系です。

そういうところは状況をつかみ次第というふうに思っています。

もう一つ、済みません、補足で説明させていただきます。

一番左の図面につきましては、確かに浸水しているところがあるんですが、浸水のパターンというのが、基本的には2種類あるというふうに考えております。一つは、堤防高を1cmでも2cmでも越えた場合はその堤防は破堤をするという形を、三重県、国のほうは考え方を持っています。越水破堤というんですけど、そういったような考え方を持っておりますので、どういったような形で、もう一つは例えば、河川であるとかいうところからこぼれ出たものから水が入るとい、2パターンがありまして、堤防が壊れて入るといパターンで、要はここが浸水しているのか、河川みたいなところから入ってくるのかということによっては、対策も大分違うと思いますので、浸水の状況はどういったところかということについては、つかみ次第またご報告したいと思っています。

それによって、ハードのほうなのか、避難のほうなのかという対策も変わってくるというふうに我々も考えておりますので、そのところは状況をつかみ次第またご報告もさせていただきます。

以上です。

小林博次委員長

この資料は、もうちょっと正確になった段階でみんなで論議したいと思うんです。例えば被害想定でも、平成8年策定の四日市市の被害、最大死者数は306人になっているんだけど、平成17年3月発表の三重県の資料では109人。同じ地震で何がどう違うのか、こういうものもきちっと基礎データを検証していただいて、見直すべきものは見直して資料としてお出しいただくとありがたいと思うので、できるだけ早くそんな基礎的なデータは調整して出していただきたいと思うんです。三重県と調整して出していただきたい。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

特にその辺のデータにつきましては、非常に古いデータをそのまま四日市市の場合は死者数ということで上げておりますけれども、今回国のほうも精査される、また三重県が精査される数字というものが最新になってまいりますので、その辺をできるだけ早く入手をして、精査した数字として上げさせていただきたいと思っておりますし、それから、浸水の、先ほどから言われている部分についても、県についてはこれ以上の浸水予測というものも出ておりますので、そういったものも、県のほうの考え方というものも明確にさせていただいて、資料としてまたお出ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小林博次委員長

では、この資料については、そんなようなことで、精査して提案させていただいて、そちらのときに審議させてもらおうと、こんなようなことで、次の資料に移りたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

小林博次委員長

そうしたら、資料20 4 について、指定避難所についてご説明ください。

内田財政経営部次長

財政経営部の内田でございます。

私のほうからは資料の20 4 の説明をさせていただきます。

この資料は、平成24年8月23日の第18回の折に提出させていただきました資料18 2 でございますけど、そちらの指定避難所の開設及び初動対応の職員の配備態勢ということで、大きく現在配置されております緊急分隊員を中心に、緊急分隊員以外については財政経営部の職員と、それでも指定避難所に十分ではないのであわせて各部局からも最寄りの指定避難所へ参集できる職員ということで整理させていただいたものでございます。

資料の見方でございますが、指定避難所開設体制ということで、これは昼間ではなくて

特に休日夜間の体制ということで整理させていただいております。富洲原地区から順番に各地区別にまとめさせていただいております、一番左が部局名、それから所属、それから職員の氏名、それから役職、それから指定避難所における職員の今の現在の体制の人数、それから最寄りの指定避難所、一番右端につきましては、緊急分隊員は緊急分隊と入れさせていただきますさせていただいております、括弧書きの、1ページの一番下にございますように川島と入っておりますのは、実はこの職員、川島地区のほうに住んでいるわけでございますけれども、指定避難所、最寄りの指定避難所であれば常磐地区の中学校のほうが近いということで、このように基本的には地区別には整理させておりますが、職員の住んでいるところから指定避難所の距離も勘案しながら調整させていただいているところでございます。

資料は6ページ、6ページの一番最後を見ていただきますと、一番下にございますように指定避難所数117カ所ありまして、現在職員の配置は2名ないし3名でございますけれども263名と。うち財政経営部のほうとしては56名全員を配置させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

小林博次委員長

質問、ありますか。

(なし)

小林博次委員長

この項は前も質問をしていますから、聞きおく程度でよろしいか。

それでは、資料20 5、四日市コンビナート防災診断の結果。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

平成24年度のコンビナートの防災診断の結果ということで、皆様のところへは8月の末に配付をさせていただいておりますけれども、少し説明を加えさせていただきたいというふうに思っております。

まず、防災診断の結果なんですけれども、この内容につきましては、昨年度にも防災診

断を実施してありまして、その指摘事項に対する進捗の状況であるとか、それから消防庁が取りまとめました被害調査結果とかそういうものを受けて、今年度も地震、津波対策を重点に置いて、コンビナートの安全性の再確認ということで実施をいたしております。診断期間につきましては、6月5日から7月11日でございます。事業所数は37事業所でございます。

診断結果、5番のところですけども、防災診断を実施しました結果、ハード、ソフト面、両面について法令基準を満たしているということが確認できておりますけれども、法令以外、法令の規定にない地震、津波対策については、さらなる検討が必要ということで、裏面に検討、指導事項が書いてございます。

裏面のほうをごらんいただきたいと思います。今年度、各企業に検討、指導をお願いした事項でございます。

まず、大きな1点目、津波関係でございます。津波発生時の緊急対応マニュアルということで、緊急停止後に異常反応が起こらないようなマニュアルの再確認であるとか、プラント等が停電した場合に、正常に緊急停止しなかった場合における対処方法ということで、昨年11月には東ソーの南陽事業所のほうで緊急停止中の事故が起こっています、それからことしの4月には岩国市の三井化学のほうで緊急停止中の事故が起こっております。企業のプラントにつきましては、基本的には安全性を確認して緊急停止をするということになっているんですけども、やっぱり少し深掘りをしてほしいと。例えば圧力が異常になったときにはどういうことをするのかということ、もう少し深掘りをして検討してほしいというようなことをしております。リスクを再度洗い出すということが全体のリスクの低減につながるということで、このような指示をしております。

それから、津波発生時の従業員の避難についてということで、従業員の避難にかかる時間、この委員会の中でも、従業員数それから撤収時の従業員数という資料をお出ししたことがございますけれども、かなりの人数になるものですから、そのあたりを実際にやっぱり訓練を通じてぜひ時間の検証をやっていただきたいというようなことをお願いしてございます。

それから、新 と書いてございます、今年度特に新しい項目として取り入れたものでございます。屋外タンク貯蔵所の浮力、浮揚の対策ということで、例えば気仙沼市等でタンクが流れたりした映像を見られたりしたことがあると思うんですけども、タンクの液量に応じた浮き上がりの検討、浮力をもとに浮き上がりの検討をしてほしいと。それから、

そこで、もし浮き上がるというようなりスクがあるのであればバルブの閉鎖とか、ちょっと難しいですけれども、液面をほかのタンクに液を移して重量を増加させるとか、全部が全部できないんですけれども、そういうこともできたら検討してほしいというようなことをお願いしてございます。

実際東北地方のほうでは、3 mまでの浸水深の場合は、タンクも配管も被害を受けておりません。ほとんど受けておりません。ただ、3 mを越えますと、配管に被害を受けるといようなことがあります。配管に被害を受けるとタンクの内容物が出てしまうといようなことになりますので、やっぱりこの辺はバルブを早く閉めるといようなところが重要になるんじゃないかといふふうに考えております。それから、7 mの浸水深になると、タンクも動いたり、それから配管も壊れるといような結果が出ております。

四日市市では、先ほどの資料でもありましたように1 mから2 mということですので、3 mまでであればほとんど被害はないのかなといふふうには思っているんですけれども、それだけでは安全性を確保できませんので、それぞれの各社でリスク管理をやっぱりやっていただくといふことでお願いをしてございます。

それから、新しいのところですけども、事業所内の容器の漂流対策についてといふことでございますけれども、例えば危険物のドラム缶であったり、そういうようなものを指しておりますけれども、特に、例えば危険物を屋内貯蔵所があると、津波のときに、例えば扉を閉めるだけで内容物が流れなくなることも考えられるわけでございますので、減災の観点でできることをやっていただきたいと。それから、避難する際には事業所の門扉を閉めて避難をすると、そういうようなところをお願いしてございます。

それから、大きな2番の地震・津波関係といふことですけども、流出油防止堤、防油堤、タンクの周りがある防油堤といふふうに考えていただきたいと思います。それから、消火用屋外給水栓と申しますのは、消防車を設置する必要がある事業所については、消火栓を設置しなさいという規定がございまして、その消火栓を指しているといふふうにお考えいただきたいと思います。それから、特定通路といふことで、一定の規模以上の事業所には6 m、8 mの防災用の道路をやっぱり設けなさいという規定がございまして、津波、地震で被害を受けた場合に、早くやっぱり復旧をさせるといふのもかなり大事なことになってまいりますので、例えば防油堤、防止堤であれば、土のうとか砂利を用意する、道路も同じなんですけれども、そういうふうに早く用意をしていただいて復旧を早くする、応急活動も早くできる、消火活動も早くできるといような方法をとっていただきたいと

いうふうなことをお願いしてございます。消火栓も同じでございます。

それから、大きな3番の防災関係でございます。動力プラントの非常用発電設備ということでございますけれども、これは、特に大きな事業所にしかございません。100万kw級、40万kwというような大きな設備でございますけれども、例えば消火ポンプを動かしたり、安全管理装置を動かしたりするのは、やっぱりこれらの施設になってまいりますので、これらがやっぱり浸水の被害を受けないようにというようなところもぜひ考えていただきたいというようなところで指導をしておるところでございます。

それから、広報の体制でございますけれども、これは、広報につきましては行政のほうも当然すべきことでございますが、事業者のほうもやはり住民の方に影響があるという場合には、電話だけではない、それから電話もつながらないというようなこともございますので、電話以外の広報の方法についてやっぱり訓練の中に盛り込んでいただいて実施をいただけないかというようなことをお願いしてございます。

それから、大きな4番でございます。地震、耐震関係ということで、液状化の対策ということでございますけれども、今企業が液状化の対策で実施をされておりますのが、500kg以上のタンクにつきましては液状化の対策を進められております。最終500kgのタンクで平成29年度には完了する予定でございますけれども、今はこれを進めておりますが、その他の施設につきましてもできる限り被害を最小限に抑えるため継続した検討を取り組んでいただきたい、法にはないんですがぜひそのあたりを自主的な努力をしていただきたいというようなことをお願いしてございます。

それから、耐震も同じでございますが、法令の基準は満たしてはおりますけれども、ぜひ各企業でそれぞれのプラントの評価をしていただいて、自主的な耐震性の向上を図っていただくというようなことをお願いしてございます。

それから、ちょっと前のページに戻っていただきまして、6番の今後の方針というのがございます。防災診断の結果につきましては、8月中に周知をしておりますして、10月に一度進捗状況を確認したいというふうに考えております。ただ、短期的にできるものばかりではございませんので、全てがないとは思っておりますけれども、継続して確認はしていきたいなというふうに思っております。

それから、危険物の規制に関する規則、省令でございますけれども、これが改正になっておりまして、企業の定める予防規定というのがございますして、その中に津波が発生した際の応急対策についてマニュアルをつくりなさいというようなことが出ておりまして、こ

のあたりを指導してまいります。

それから、 で、津波が発生した際に、優先的に実施すべき事項を検討してほしいと。津波が来る場合には、どうしても時間的な制約がございますので、被害をやっぱり軽減させる、外部影響を少なくするという観点でどれを最初にやるべきかというところを、時間に限りがある場合はそういうことを、優先順位をつけてやってほしいというようなことをお願いする予定でございます。

それから、あとは国等の動向を踏まえて指導するというような形で考えております。

以上でございます。

小林博次委員長

質問がありましたら、よろしく。

中村久雄委員

これで、今の説明で、10月中に取り組み状況の確認ということで、ということはもう今月なんですよ。1の津波関係、地震関係のものを指導した部分がどこまでいっているかという取り組み環境をまた確認するというので、確認した上でなかなかできなかったという部分があったらまた再度指導となると思うんですけども、みんな、法的な基準はクリアしているという中でなかなか拘束力がない部分がありますし、この裏面の一番下のさらなる安全性の耐震化という部分では、37社全部に言っているということで、企業も今大変な状況のときに、コストがかかる部分でどこまでというか、それはどういうふう to 今後この市の消防本部が出した基準に対して徹底してやっていけるのかという部分を、ちょっと聞かせてほしいなと思います。

市川予防保安課長

予防保管課長、市川でございます。

今おっしゃられた特に耐震関係であるとか、液状化につきましては、法律的な義務づけというのが、それを今こういうふう to 直しなさいという義務づけは全くないわけでございます。このあたりのところについては、企業のある程度自主的な取り組みを私どもが促すというようなことにしかならないのかなというふうには思っているんですけども、やはりそのあたりを、ぜひその取り組み状況を10月だけじゃなくて毎年毎年やっぱり確認をし

ながら、少しでも費用、どうしてもやっぱり必要なところもあると思いますので、促してまいりたいなというふうな考え方でおります。

以上でございます。

中村久雄委員

企業もいろいろ、こんな状況ですから、海外へということも多々あるんですけども、その辺は市全体で、企業、四日市の産業を支える意味でも連携していく必要もあるかなということもちょっと考えたりします。

そういう考えは今のところ出ていないですよ、まだ。もう企業に指導すると、消防局がやっているというだけですよ。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

消防本部としましてはどちらかという規制側でございます、なかなかそのあたりが、私どもに考えがそこまであるかという今のところそこまではないのでございます。済みません。

中村久雄委員

総合計画がこの10年の指針という形で進んでいますけれども、この3.11から大きくもう市が、行政がやらなければいけないことも変わってきたところがたくさんあると思うんですけども、その中でやっぱり危機管理の部分で、市としてこういうことをどうしていくのかという部分を、環境部局と一緒にやってほしいと、こういうふうに思います。

それと、質問ですけども、この1番の津波関係の の事業所内の容器等の漂流対策、これは私、塩浜地区出身なので非常に心配しているところが多いんですけど、門扉や企業内の敷地の仕切りがありますけれども、フェンス1枚というところなんですけどね。ああいうところにドラム缶が流れてきたら、そのフェンスはもつのかもたないのかという部分、それは確認されていますか。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

企業につきましては、さきほどおっしゃられましたようにフェンス1枚のところも確かにございますし、頑丈なフェンスであるところもございます。それから樹木でフェンスのかわりになるようなところもございますけれども、なかなかこれも法律的な義務づけが全くないというところもありまして、私どもとしては、やっぱり減災の観点で少しでもやっぱり被害を少なくできるような方策をぜひ企業もやっぱり考えていただきたい、費用のわからない部分でも考えていただきたいというような意味合いで、このような指導をしてございます。

以上です。

中村久雄委員

なかなか法的な規制がないところで、非常に近くに住む住民は不安が募るばかりでございましてけれども。

あともう一つ、広報体制ですけれども、防災関係の、外部広報ができるように電話連絡以外というところですが、企業のこの連絡の手段というのは、結構広報車で回るといって、そういうところを出しているところが多いと思うんですけれども、実際にこの、例えば警報が出たとか何かあったときに市の広報車が出ています、避難準備情報とか言って。全く聞こえませんか、家の中にいたら。そういう広報車の有効性というものは、どういうふうに考えています。こういうときにやって、企業は電話以外の連絡方法、広報車ですといったときの市としてのこの広報車の有効性というのは。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

広報車だけをとってみると、それほど効果が大きいとかという話ではないと思うんですけれども、前々回もこの中でも議論がございましたように、その他のさまざまなメディアの報道とあわせて、やはり企業としてもその一つのツールとして、補完の意味でもやっぱりやっていただく、企業もやる、行政もやる、それからいろんなメディアもやる、メールもやる、いろんな部分をそれぞれ複合させて、多くの方に伝えるというのが大事なのかなというふうに思っております。

以上です。

中村久雄委員

企業の、この自然災害だけではなくして人的な被害もあります。ガスの流出とかいう部分があります。そのときに、やはり電話連絡が隔々にはいかない、多くの広報車やスピーカーとかいう部分、同報無線、そういう形で知らせるとありますけれども、やっぱり広報車が回るには非常に不備があるので、広報体制を考えるとときに、企業に対して、電話連絡と広報車しかないんでしたら、もっと次のものをしっかりととれるように、広報車は役に立たないという部分が多いですから、その辺の認識はちょっと持ってほしいなというふうに思います。

以上です。

市川予防保安課長

ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですけど、例えばその広報車だけではなくて、広報車がなければ広報車に拡声器を積む、例えば徒歩でもそういうことはやっぱり考えていただきたいというようなところもお願いをして、ちょっとどこまでできるかということ、は疑問なところはございますけれども。

以上でございます。

中村久雄委員

広報車があっても、広報車は本当に範囲がある程度ありますし、もう家の中にいたらなかなか聞こえないという部分がありますので、広報車では余り役に立たないよという認識に立って指導してほしいなと思います。

山本里香委員

何かが起こったら本当に大変なわけで、点検もしてもらっているわけなんですけれども、今、天災であっても人災というか事故であっても、その対応は、その事業所が自分のところの会社にも損害が少ないように、あるいは自分のところの従業員も含めて損害が少ないように、地域の方にも自分のところが原因で迷惑をかけないようにということは、基本的に考えているはずで、いなくてはいけないから、規制があろうとなかろうと、規制は必要です、けれども、既成の範囲以上にそれぞれがやっていくべきことで、例えば一般の住宅であれば、自分のところのバルコニーやそういうところが大変危険な状態に崩れている

ものが台風が来たときに周りの家に迷惑をかけるのであったらだめだからといって直したりするわけですから、そういうところの観点は大事だと思うんですけど、今回点検をしてもらって、毎年しているわけなんですけど、かつて3.11のときにコンビナートの火災が東北地方でもありましたが、その中の一部で、点検上の法的なことは満たしていたし、設備というシステムは整っていたけれども、それを作動しないように人為的にしていたという事業所がありまして、そのときに同じように、四日市市の事業所もそういうことがあったということが後から報告をされたことがありました。それは3月11日の後で報告をされました。点検はそのときもしていたわけですから、システムとしては法的なきちんと物事は整っていたけど、わざとというか故意にそういうふうにしていたわけですね。今回は、そういうところというのは、そこまで踏み入って、そこら辺のところは、特定の事業所がそういう意識だった、価値観だったということだとは思いますが、そういうことまで含めてきちんとなされているのでしょうか。

市川予防保安課長

先ほどおっしゃられました、その……。

小林博次委員長

遠慮なしに、大きな声で言って。

市川予防保安課長

先ほどおっしゃられた部分につきましては、市原市の部分のことだと思うんですけども、私どもが見る部分には、例えば、やりとりをして、やられていますということになると、なかなかそこまで踏み込めないところも確かにあるんですけども、やはりそのあたりの技術は私どもももっとつけていながら、そういう検査等々ができるようにしていく必要があるのかなというふうに思っております。

今回の診断の中では、口頭でのやりとりがほとんどの部分でございますので、そこまで踏み込んだ部分、施設を全部見てやったということではございません。ですから、ちょっとそこまでは踏み込めていないというところがございます。

山本里香委員

もちろん隅から隅まで信用せずに見るということをしると言っているのではなくて、信用できるようなものであってもらわなくては困るわけですから、実際そういうことがあったという事実のもとに、本当にこれはきっちりと四日市市の市民の命を守る、もちろんそのコンビナート事業所の存在もというか事業も守るという観点でも、同様に守るという観点でも、そういうことをきちっと申していってもらわないと、同じ会社が同じことはしないとは思いますが、そういうことは大変問題だと思っています。

だから、検査をするということの中には、そこまで一様だということで、そこに信用度がどれだけあるかということだと思っています。

二つ目です。危険物が流出ということで、ドラム缶が云々のフェンスの強さとかいう話が今出ていましたけど、ドラム缶に入って密閉されていたりとか、建物の中で入り口を閉めればそれで流れないようにできるというもの以外にも、大変なものがあるとは思いますが、私は最近、ここ1年半、行っていないのでわからないんですけど、まだフェロシルトの、野積みでビニールシートで覆われたというものは今もあるんだと思っておりますが、そうなんですか。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

ちょっと申しわけないんですけども、フェロシルトの部分は、私どもも全くつかんでいないので、申しわけないです。済みません。

山本里香委員

それは、三重県のことだと言うかもしれないですけど、やっぱり四日市市自身にこれは大変な、これ以外にも危険物はいろいろあると思いますよ、でも、扉を閉めたりとか、フェンスを閉めたりしたら流出がなくなるというものでは、例えば津波と一緒に拡散をして押し寄せてきたらそれはあとあと大変なことになるわけで、そういうことも含めて対応を、なかなかあれは処理するのは難しい問題だとは思いますが、それは地域住民にとっては大変な不安です。この間からの大雨でも、あれだけのゲリラ豪雨だったら流れてどうなっているのかなんていうことだって心配をしているわけですので、そういうところをやっぱり突っ込んで、それはフェロシルトは県の問題だ、それは違うと思うんですね。もちろん県が直接的には指導する、責任があるとはいえ、そのことを申していかないことであ

ってはいけないと思うんですね。だから、その流出物の対策はいろいろありますけれども、もう目に見えてわかっているものですから、そういうことについてもきちっと対応することをここで考えていかなければいけないと、私は思っています。

小林博次委員長

コメントは。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

実際には環境部の方が一番よくご存じかと思うんですけれども、そのあたりもこういうご意見があったということは、環境部のほうとも連携をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

小林博次委員長

では、ここで、10分ほど休憩させていただきます。

14 : 35 休憩

14 : 47 再開

小林博次委員長

それでは再開します。

資料20 5で、まだご質問あれば続けますが、ありますか。

荒木美幸委員

質問といたしますか、ちょっと考え方なんです、コンピナートは企業の集合体だと思っております、企業は企業としてCSR、企業の社会的責任という立場から、やはり災害などが起こったときにまずは企業を守り、そして市民を守りという立場でリスク管理をしようと思っております。ですからこそマニュアルに沿って対応していくと思っております。ただ、しか

しいよいよ津波が迫ってきているとか、火災がその社員の命を脅かすという時点に入ったときに、どこでそれを切りかえていくかといったような、そういうことというのは、そういう企業とのこういったコンビナートとのいろんなやりとりの中で、そんな話というのは話題に上がってくるのか、どうなんでしょうか。企業、それぞれの考え方を持っているのかもしれませんが、そういう話題というのは出ることがありますか。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

大変難しいところにはなるのかなというふうには思うんですけども、どこでその従業員が避難に切りかえるか、津波であれば時間がある程度決まっていますので、緊急停止をして、それから逃げる時間を考えた上で避難に切りかえるというようなところが出るかと思うんですけども、火災の場合でも、例えば津波がなくて火災の場合であれば、やはり特に避難はしたとしても危険な範囲から避けるだけの避難という形にしかないんだろうというふうに思います。そこでやっぱり防御の体制を考えて、公設それから企業と同じく、両方で対応を考えながら防御に当たるというような形になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、例えば毒性のガスがあったり、そういうものがあれば、保護具で対応できるものがあれば保護具で対応しますし、それでも対応できないということであれば、やはりそれが安全な場所までは避難をするというような形になると思います。

以上です。

荒木美幸委員

今おっしゃるように、非常に難しい問題だと思うんですね。しかし、3.11でもやはり消防団員も亡くなられましたし、最後までアナウンスをされた職員の方も命を落とされたということで、後で美談では残りますけれども、やはり一つの命であるということ考えたときに、非常に難しいけれども、そういったことも議論の中に入れながら最大どうしていったらいいのかということ、結論、すぐには出ないかもしれませんが、そういう意識をきちっと入れた対応ということ、ハード面、ソフト面、システムだけではなくて、そういうヒューマン面をきちっと捉えたやはり総合的な対策というものを意識していないといけないのかなと、すごくそれは感じますので、私の思いではあるのですが、そういったところも、こういったコンビナートの防災診断の中に、議論の中にも入れながら、

1人の社員を大事にする、そして企業を守っていく、市民を守っていく視点を大きく持っていたきたいなど、これは要望なんですけれども、そういったご指導もお願いしたいなということをお思います。

以上です。

市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

本当におっしゃられたとおりでございますして、企業が従業員を守れなければ、やっぱり周辺の住民の方にも打撃を与えるというようなところはどうしても出ますので、従業員を守ると、そして地域へも影響を出さないというようなことをやっぱり考えてやるというようなところは、中には議論が上がっておりますので、そのあたりも私ども、指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

早川新平委員

先ほどの市川予防保安課長の説明の中で、千葉県の場合はタンクの流出で対策するという話もしていたんだけど、僕は現実に地震が起こったときというのは、四日市市、特に霞地区なんかは液状化が一番問題だと思っています。実は津波よりもこの液状化のコンビナートの災害というほうが、地域住民にとっては非常に問題が大きいというふうに思っている。今荒木委員の質問の中でも、従業員を守る守らないって、そんなの地震がきたときにまず無理だ。そうしたら、起きる前、こういう平時のときに、予想されるときに、液状化に関してはコンビナートなんかというのは、フレキシブルのジョイントの部分をやれるところはやっておかないと、消防の法律の中ではちゃんとやっている、基準がないんだけど、四日市市の31万市民を守るという形になってくると、2次災害というのかな、コンビナートが四日市市独自に、三重県の中でもやっぱり持っているのね、その対策を慎重にやらないといけないと思うんだよな、液状化に対しての。

特に県全体で考えたら、津波というのは、南勢地域の尾鷲市のほう、熊野灘付近になると思うけれども、四日市市は70分ぐらい第1波でタイムラグがあるので、現実に、どれだけ準備をしていても漏れるところは漏れるし、それから放射性同位元素もコンビナートの中では使っているところもあるので、そういったものに関しては、火災それによる爆発、

それをやっぱり絶対抑えていかないといけないので、そここのところは、法があるのでできないのでと言うのじゃなしに、例えば、四日市市も予算の部分で事業所税もあるのであれば、投入してでも協力を願うような強い意識がないと、特にコンビナート、僕は、ここを一番心配しているのだけれども、津波よりな。そここのところは真剣に考えていただかないと、特に、吉川危機管理監なんかは消防上がりなので一番よくご存じだろうから、半分安心しているのだけれども、考えていただきたいな。できる範囲で。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

その部分、ご意見をいただいたところも、私も本当に危惧したところで、すぐにということではないんですけれども、年内にはコンビナートのリスク協議の場ということで、コンビナート事業所、それから四日市自治会連合を含めた地区防災組織を含めた民間、それから行政も含めてのリスク協議会を設置させていただいて、そういった自主的な部分とあるいはどういうふうに液状化にしてもそうなんですけれども、対策をとっていくか、それから浮遊物の対策をとっていくか、積載量の関係もありますけれども、そういったものを緩和するとか、あるいは要望していくとか、あるいは緑化対策のものをもっと山にするとか堤防にするとか、緑化の樹木を変えるとか、いろんな対策がとれるわけですね、部分的には。ですから、そういったものも含めまして、検討する場を、一緒に考えるという、早くそういう結論を出せるような場をつくりたいということで、12月にはめどをつけるということで今進めております。

特に、液状化につきましては、企業努力もあるんですけれども、行政として、そういう事業所が使えるれば一番あれなんですけど、ただ、ボーリングデータによっては、液状化もいろいろありまして、砂の粒の大小とか砂の状況によっては、液状化の起こる起こらないということも、今は判断できる、分析もできるということもありまして、ですから、そういう危惧の判断あるいは基準という部分もありますので、そういったいろいろの細かいところも含めて、検討の場をつくっていききたいなと、そんなことで現在進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小林博次委員長

こんなところですか。

(なし)

小林博次委員長

それでは、資料20 6に移りたいと思います。これは、今までご論議いただいた避難について、まとめの文章にしようかなということで、私と同じ、優しくまとめてありますので、事務局で一度朗読させます。議員間協議で意見交換をして、補足する部分を充当して報告書の一部にしたいと、そんなことで考えていますので、よろしく。

それでは、事務局、朗読してください。

一川議会事務局主幹

それでは、朗読させていただきます。

(2) 避難

地震が発生した場合の避難について、津波による被害が想定される地域では、できるだけ早く遠くて高い場所に避難することが重要です。

避難の際には、非常持ち出し品など必要最小限のものをもち、動きやすい服装で徒歩により、近所どうし声をかけあい、避難が困難なお年寄りなどを助け合うことが大切です。万が一、逃げおくれたときには、近くの津波避難ビルに逃げて救助を待つことも大切です。

そのために、四日市市では出前講座などを通じて、日ごろから地域や家族で話し合い、避難が困難な人の避難誘導方法や、避難場所までの避難経路や危険箇所のチェックなどを、あらかじめ決めておき訓練を行うよう啓発しています。

また、災害発生時に自力での迅速な避難が困難な人、いわゆる災害時要援護者への対応として、関係部局が連携し、民生委員や自治会等地域の協力を得て、災害時要援護者台帳を作成しています。地域で行う避難訓練の際には、この台帳をもとに、要援護者を安全に避難させる方法の検証なども行われています。

さらに、指定避難所への誘導灯の設置や津波避難ビルに指定している小中学校へ屋上避難用外付け階段の設置、津波避難ビルの指定の推進などを行っています。

避難所の開設については、現在、担当部局は決まっているが、津波避難など緊急の開設には課題があるため、今後、指定避難所ごと担当者を決めるなどの体制づくりに取り組み

ます。

（当委員会からの意見）

海溝型の巨大地震が発生した際に、四日市市には想定し得る中で最大5 m（満潮位、地殻変動考慮）の津波が、最短で地震発生後77分で到達するとされています（内閣府発表）。そこで、市民の皆さんには自信が発生したら、できる限り海拔5 m以上のところ、及び津波避難所に、川の近くを避けて速やかに避難していただく必要があります。しかし本市には、津波避難目標ライン（海拔5 m）より沿岸側の地域に、自力で避難することが困難な要援護者（在宅要介護3以上、障害者）の方が、平成24年8月時点において992名みえることから、これらの方が安全に避難する対応策が必要であります。要援護者の名簿を作成し、その名簿を自治会や自主防災隊などが有効に活用できるよう、あらかじめ話し合いを進めるべきです。あわせて要援護者の多く入所する施設において、安全に避難できる方策も検討するべきです。

また、特に避難所付近には、多くの方が避難してくるため、安全に避難できる避難路を確保（道路の拡幅や倒壊家屋の撤去対策、火災に対応した散水設備など）することが重要です。そして、さまざまな方を避難させるために必要なリヤカーや担架、バイク、自転車などを備えるとともに、避難誘導に必要な拡声器や懐中電灯（夜間時）なども備えておく必要もあります。さらに、逃げおくれた人や遠くへの避難が難しい人への対策として、津波避難タワーの建設や、歩道橋や高架化された道路や鉄道などを避難場所として活用すべきだと考えます。

加えて、指定避難所の開設については、緊急分隊、自主防災隊、自治会などで、指定避難所全てを速やかに開設できる体制を整備する必要があります。中でも、市職員の配置ができない避難所が出ないように、あらかじめ体制を整備しておくべきだと考えます（人員が不足するときには、市職員OBの活用なども検討）。また、施錠してある避難所の鍵の取り扱いについても、大地震発生時には市民の誰もが鍵を取り出せるように、避難所の入り口付近などに一定以上の震度を計測すると自動で開く鍵入れボックスの設置を図って、速やかに避難できるような対策を進めるとともに、避難所には必要な備品を備えておく必要もあります。

最後に、上記のような避難の流れを踏まえて、実際に近い形で行う避難訓練が重要と考えます。その訓練において、避難方法や避難場所などで生じる問題点を洗い出し、対応策を考えるべきです。さらに、避難所の開設のために配置された職員も訓練には参加し、地

域の方に知ってもらおうとともに、職員も地域や指定避難所をよく知っておくことが重要と考えます。

以上です。

小林博次委員長

というたたき台をつくりました。

少し優しくなって、言葉足らずな点もあるかなというふうに思うんですが、ここでご論議いただくか、あるいは持ち帰って、こういうものをつけ加えたらどうということがあればつけ加えるか、まだ時間があるので少し意見交換をさせてもらって、持ち帰ってまた次にそれを掘り下げて論議する、こんなやり方もいいかなと、こんなふうに思いますので、よろしく。

あわせて、そこにつける資料として、論議したときに必要な資料をまたここへ添付したいと思うので、その辺も、これをつけたらということがあれば出してください。

前段は行政側がこんな対応しているということと、それだけではちょっと足りないぞということを、後段で議会の意見として申し上げておこうかなと。

ここに最大5mと書いたわけですけど、これは、やっぱり県、市、きちっとした数字を出していただいたら、この5mというものはきちっとした数字に置きかえるということで、読み取りをよろしくお願いしたいと思います。

樋口博己委員

当委員会からの意見の中で、2枚目の裏のほうなんですけれども、2行目「津波避難タワーの建設や歩道橋や高架化された道路や鉄道などを避難場所として活用すべきだと考えます」というふうにあるんですけど、これは、議論ではこういうことを考えるべきだということまでだったですかね。

具体的にどこまで議論されたか、少し記憶がないんですけども、津波避難ビルなんかは推進いただいて、この資料も添付いただいているので、津波避難タワーをどこに建設とか、そんなところまでは踏み込めないかもわからないんですけども、その歩道橋や高架化された道路、鉄道などは、管理者との事前協議もしながら具体的なことをするぐらいは書いてもいいのかなと思ったんですけども。

小林博次委員長

塔の建設はまずいと。

樋口博己委員

いやいや、しないといけないと思うんですけど、そこまでこの時点で書けるかどうかということがあったので。現存する道路やそういう歩道橋なんかは、今あるものの、要するに津波避難ビルは指定しているだけなので、そういう面では道路は少しここに逃げますよということは、国とか県とか協議をしておけばいいことなのかなと思うと、ちょっともう一步踏み込んでもいいのかなとは思ったんですけど。意見として、また皆さんのご意見で。

小林博次委員長

関連があれば、どんどん出してください。

早川新平委員

津波避難タワーは地域によっては、早急にでも建設をしなければならない地域はやっぱりあると思います。我々が日常知らないところでも、地域の声で、地域的にも逃げられないところ、例えば例を出したら磯津地域とか、そういったところは早急に本来ならしなければならぬし、だから僕は入れてもいいのと違うかなとは思っているんだけど。ただ入れるだけではなしに、なった以上はそれに向けて早急にやっぱりやっていただかないと、同じ四日市市民であれば、命の重さに差はないと思っているのでね。

そう思いますけどね。それは全体をつかんでいると思うんですけど。

申しわけない、ちょっと後戻りするけど、堤防のときでも防潮扉のときでも、各自治会から夜間に地震が起こったときに、閉めるのにカンテラをつけるとか、それから鍵のL字のスパナとか、そういったものを入れてくれとあって、まだ入っていないところがあるんですよ。これはここで言うべきことなのか、港で言わないといけないのかわからないけれども、危機管理とするならば、港とも連携をとって、政策推進部の藤井部長にも前に言ったんだけど、いまだかつてまだ入っていないところがあるという各自治会の意見があるので、防潮扉は129カ所、たしかあったと思うんだけど、でかいものから小さいものまであって、必ずしもこういう日中、半分は夜だから、そういう、手で懐中電灯を持つより

はカンテラをつけるなりそういうものを整備をしておかないと、防潮扉が機能しないだろうなど。そういう細かなところまで、やっぱり気をつけて指示をしてもらわないと、危機管理室が。やっていただきたいなと思います。済みません、それでした。

小林博次委員長

東日本大震災では防潮扉をあらかじめ閉めておいて、だから津波が発生してから閉めるのではなく、先に閉めておいたほうがいいということは、そんな話があったみたいな感じがするけどね。

早川新平委員

ありましたね。だから、管理組合が大概閉めにいくんだけども……。

小林博次委員長

必要なときに開けるのか。

早川新平委員

無理ですから、129カ所。地元の自治会と提携というのかな、防潮扉を閉めるということ、特に地震が発生したら国道23号線なんか、まず来れないので、地元の自治会が全部、5カ所、6カ所ぐらいは地域で自治会が閉めるという形で訓練はしていますので。

小林博次委員長

その部分をここへ挿入すると。

早川新平委員

いや、ちょっとそれでごめんなさいという話で、申しわけなかったですが、大事なことかなと思っているんですけどね。

行政ができることと、行政だけでは手いっぱいできない部分がある、それは、やっぱり各地域、自治会を中心に自主防災隊も含めて協力を願う、それに対しての資材は準備をしておいてあげないとできないので、そういうところ、港とも関係があるのでね、お願いをしたいなということで。

森 康哲委員

今の関連なんですけれども、その防潮扉を閉める役割の人は、港、それと県と市と民間と四つのところに分かれていますね。その辺が、一つの災害、津波に対して統一的にやはり同一のタイミングで閉めなければいけないとか、避難もきちっとするようにしなければいけないとかあると思うので、その辺を危機管理室で統一した行動がとれるようには、訓練を含めてやってほしいと前をお願いしたと思うんですけれども、それもちょっと書いていただきたいなということと、もう一つ、いいですか。

続けて、消防団の動きはこの中には何にも書いてないんですけれども、その辺を盛り込んで、やっぱり地域には消防団の動きというものは大事になってくるもので、盛り込んでいただきたいと思うんですけれども。

小林博次委員長

答弁するのか。一度議員同士でどうすべきか相談あるので。これは単純なたたき台なので。ここまでは白いのでな、まだ。

だから、消防団の役割も、この津波避難ビル一覧があって、きょうの資料の中で避難場所が資料として出ているけど、そこへ市職員の張りつけがあるけど、そのほかに消防団の張りつけがそこへ出てくる、加えて、それが書いてないので、その辺の整合を図れということは出しておく必要があるかもね。

竹野兼主委員

そうすると、消防団が逃げおくれて死んだって話にならないのか。

小林博次委員長

消防団。

竹野兼主委員

うん、避難。避難でしょう、これはあくまで。

小林博次委員長

避難だけど、消防団が先に逃げていったらだめじゃないか。

竹野兼主委員

避難では率先して消防団は逃げろと言われている部分もあるんですよ。やらなければならない仕事をやって、即避難なんです。だから、避難場所の話も、避難に誘導させるということも、多分仕事の中には当たり前部分に入っているから、ここに余りそれを入れると、プラスアルファの仕事をして逃げおくれなないかと思われなないのかなと思っているだけ、僕はね、今の話だと。

森 康哲委員

消防団の仕事の中には、防潮堤を閉める業務も入っているんですわ、実は。

竹野兼主委員

僕らも全ての団の役割がわからなないもので。

森 康哲委員

その地域によっては、防潮堤を閉めにいくという業務が入っているもので、その上で避難誘導というふうになりますので、もう津波が発生するよといってすぐ逃げるわけじゃないと思いますので、その辺のところ、ちょっと地域との連携ということで載せておいたらなという。

竹野兼主委員

役割を、この部分のところに、避難の部分の中で書いておくという意味合いですか。

森 康哲委員

そうです。

竹野兼主委員

自治会というのはよく聞くんだけど。

早川新平委員

鍵も、前は自治会長のところだけど、本人がいないときあるよね。だから近くに、缶の中に鍵が入っているのだけど、鍵をあけるのだけれども、大きいボックスの中にヘルメットとかカンテラを要望しているのだけども。夜なんかだったら、真っ暗で見えないし。

(発言する者あり)

小林博次委員長

では、その辺ちょっと入れておきます。

中村久雄委員

防潮扉、委員長が言いかけたことは、防潮扉は、要はふだんは閉めておけというのが今、この東日本大震災からのメッセージで出ているのですかね。

小林博次委員長

いやいや、どうやって決まっているかはわからないけど、私はそんな話があったので、使うときだけ開けると。だから、使う頻度がどんなものかわからないしな。

竹野兼主委員

道路のところに防潮堤のところがありませんよね。あんなところ、ふだん閉めておけませんよね。

小林博次委員長

そうだ。そんなところがあるのか。

竹野兼主委員

コンビナートのところとか、道路のところは防潮堤がありますよね。

早川新平委員

ふだん、防潮扉というものは車が行き来しているところにおいてありますよね。だから、

ふだんは閉められないと思う。

竹野兼主委員

閉められないと思うんだけど、僕も。

早川新平委員

小川委員のところの近くのあの名四国道の下なんかは、一番最初に閉まるんですね。それは、多分四日市港管理組合がいつも来るんですけど、これは、台風なんかで事前にわかっているときですよ、高潮とか。地震になると。

小川政人委員

津波はわかるわな。

早川新平委員

津波はわからないのでさ。急なので。

竹野兼主委員

津波が来るまで77分あるので、そのくらいできますよ。

早川新平委員

だけど、現実に国道23号線、小川委員、マグニチュード9.0ぐらいの地震があったときに、車が衝突したり、四日市港管理組合からは行けないと思うんですよ、だから地元の自治会にお願いしているという部分があるのでね、当然。

竹野兼主委員

マグニチュード9.0だけど、今のこの資料の中では6強だろう。

早川新平委員

僕は、6強に遭ったことはないけど、例えば車も揺れるだろうし、信号もだめになるだろうし、そうすると渋滞があって、あそこのここから見えているビルから、129カ所全て必

要かどうかわからないけれども、行けないと思うんですよ、職員の数とか。だから、自治会と協定を結んだり、やっているのが現実でしょう。

今さっきちょっとお話があったように、小さい扉で、もう閉まりっぱなしのところ为天カ須賀にはあるんです。ずーっと閉めっぱなしでもうさびているわ、逆に言うと開かずの。それはそれでもう機能しているのでいいんだけど、誰も通らないけど、ほとんどのところが通るところで、長さで言ったら、どうですか、20mぐらいあるんですよ、あれ。長い、大きい防潮扉は。それをがーっと引っ張って。

竹野兼主委員

今の話で、閉めっぱなしでさびているんだったら、強度は大丈夫なんかって、そっちのほうを調べよと言ったほうがいいのと違うのか。

早川新平委員

それはまたそれで言うけど、ここで言うのじゃなしに、強度だと四日市港管理組合の管轄なのさ。だから、さっきの話じゃないけれども、これは、四日市港管理組合の縦割り行政の悪いところではなしに、危機管理室が四日市市であって、危機管理監が中枢で心臓部で頭脳であるならば、ここから逆に四日市港管理組合に指導をするぐらいの権限を持っていただくために、職員も優秀な人が10人になったので、そこのところを、危機管理室だけで全部やれというのは無理ですよ。だから、心臓部になっていただければいいのかなという気はしているので、あえてお話をさせてもらったんだけど。

小林博次委員長

防潮堤の扉は、ちょこちょこ閉めたりあけたりしているのか。

早川新平委員

台風のときは閉まります。

小林博次委員長

きちっとなっているのか。

早川新平委員

きちっと立派な。

小林博次委員長

さびてないのか。

早川新平委員

さびたら大変ですわ。小川委員のところ、浸水しますわ。

樋口龍馬副委員長

防潮扉も重機で閉めなければいけないものと、手動で閉められるものがあることと、あと、普段開いていて防潮扉の外に車が出ていたと。それで、この前の震災のときも、1カ所閉まらなかったんですよね。車が外に出ている間は、閉めてしまうとその人の財産を締め出してしまうことになるからという理由で開いていたところがある、港地区で。そういうこともあるので、その管理はしていかないといけないところなんでしょうけど、避難のところにどうやって書くかは、なかなか難しい。

早川新平委員

難しいね。だから、森委員がおっしゃった消防分団の方が、広報で、前の3.11のときも、地震で沿岸部を回ってくれた。花火大会の本部のところ、あれ、堤防の外なんです。だけど、釣りをしていたりする方は、逃げるもの、誰もいなかったと。現実。だから、そういうところで、今樋口副委員長がおっしゃったように、閉められないとなると、浸水するんだよな。まして、重機なんて、俺はちょっと知らないのだけど、電動のところは聞いているのだけれども。

樋口龍馬副委員長

重機で閉めなければいけないもので、企業と連携して重機で閉めるという話は聞いた。重たいから手では閉められないという話は聞いたりしますけどね。

小林博次委員長

そこら辺は、一度、危機管理室できちっと掌握してもらって、あなた方が四日市港管理組合に問題提起するぐらいのことでいってもらうのが一番いいかな。だから、そういうことをしなさいということをごへ書き足させてもらうかな。

あと、さまざまな民間の権利の問題が出てくるので、こういうものは危機対応の条例、こういうものを本当は整備して、そういうことがあっても防潮扉を閉めるよと、こういうことで対応しないと、対応し切れないことが始まるので、何もないと別の法律で防潮扉を、閉められないかと、こういうことが始まるのでな。

野呂泰治委員

何を優先するかです。そういうことね。

小林博次委員長

そうだよな。

森 康哲委員

ここ二、三日前も閉めましたよ。この間の17号台風のときでも。

小川政人委員

閉めるだろう。

森 康哲委員

何台か、霞地区の公園にも車が入っていましたけど。

人がいるいないの確認をきちんとして、それで閉めるように。

指導はしていますよね、そういうふうに。

倭財政経営部長

港におきましては、そのときは、今言われたように釣りの方がおみえになります。そうすると、四日市港管理組合の職員が行って、その方に一人一人当たって、車を出すところまでやると思います。それは、台風なのでやれるのであって、ということはありません。

小川政人委員

台風で閉め忘れて、水害が起こったじゃないか富田一色は。本当やで。

倭財政経営部長

防潮扉はそのままですけど……。

小川政人委員

防潮扉閉めなかったから、水害が起こったじゃないか。

竹野兼主委員

四日市港管理組合の責任だったのか。

小川政人委員

四日市港管理組合が弁償していったわ。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

水門に関しては、壁化して、先ほどの 129 カ所を大分また減らしていますし、それから、開かずのところは壁化していただくということで、お願いもしております、できるだけ水門を減らしていくという方向で、四日市港管理組合のほうも考えていただいていますし、ただ、重機を使っているというのは、ちょっと一度確認をしたいと思いますけれども、あと、そういう閉めることについての安全のところは、早急に対応させていただきたいなと思っておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

小林博次委員長

資料としてもらえますかね。そのあたり、どんな対応を考えているのか。実際にどう対応しているのか、よくわかりませんから。ともかく、ここでは、そういう一行を入れていくということで、確認したいと思います。

本当は、この中に避難だから海拔表示だとか、避難所の海拔表示だとか、そういうものをきちっとしなさいと入れておきたいんだけど、ここには書いてないと思うんだけど。

小川政人委員

この間、議長会の講演で、被災地の議長たちの話があったんだけど、議員は何をしているんだと、一番、間にあうも何も、災害対策本部はつくるということはしてあるけど、ほか、議員って権限は何もないし、どういう役割を果たすのかということが明確になっていないところがあるので、その辺、きちっと整理しないといけないのかなと。それは、その被災地の議長たち、ねえ、早川委員。

早川新平委員

はい、そうおっしゃってみえます。言っていました。

小川政人委員

僕らは身分的に中途半端なので、こうしろとか命令する立場でもないんだよな。

野呂泰治委員

今小川委員が言われた、そのとおりで、僕もちょっと。そうなんですけどね、ある県では、議長が災害対策本部の本部長、副議長が副本部長になって、各議員は本部員になって、そして、その市とか町のこういったことについてのいろんなことを、情報を率先してやっぱりやるという、そういうところも出てきているということを聞きました。だから、議会としてもこれからはやるべきであるのと違うかという声がだんだん出てきていますね。

小川政人委員

議会は、災害対策本部はつくるのがもう決まっているのだ。細かい役割をどうする、地域の避難所とかそういうことができたとき、したときに、どういう、我々の仕事、役割、権限は何もないし、職員はちゃんとそれなりのあれがあるんだけど、議員としては、その一般市民と同じなのかどうなのかと。

災害を受けた人たちから見たら、議会、議員はもっとやるべきだということがあるんだけど、こちらからいくと、かえって邪魔になるのかなとかいろいろあるもので、その辺りの役割のマニュアル、きちっと一度、どんなことを議員が果たせ得るのかという、災害のときに。

樋口博己委員

どこの県か忘れましたが、議員と議会の災害時の対応に対する条例を制定したことがあったんですけど。

小川政人委員

だから、ここで言うておるのは、そういうことも考えないと、職員OBのこととか、消防団などの動きよりも、我々がどんなことをやるんだということが、きちっとそういうものを、役割をつくっておかないと、中途半端になるだけだな。

野呂泰治委員

何をしているのだということで、議員はね。議員の役割というか、そうそう。

小林博次委員長

避難のときには、果たす役割は少ないと思うので、避難所生活の中で、大体議員は何もしないとぼろくそに言われていたから、このところで、現地対策本部とのかかわりで、一定の役割は出していく必要があるのかなと。だから、次の項目の論議の中では取り上げていきたいなと。

早川新平委員

お願いします。

前、職員でも我々でも、避難をするときに防災服は着ていかないほうがいいという話がちらっとあったんですよ。というのは、災害があったときにこれを着ていくと、市民の方からおいおいちょっとこうこうといって、到着できない、現場に。だから、そういった意味で、災害対策本部へ来るまでは、こういう普通の服でそこで着がえてほしいとか、そういうちょっとした小さなことでも大事なことになるので、やっぱり規定をしていただきたいかな。

小林博次委員長

そうすると、服はここへ置いておかないといけないわけだ。

早川新平委員

私らはいいと思うんですけど、そういう意味で今、小川委員がおっしゃったとおり、僕らは自分の地元の避難所とか中学校とかそこへ行ったほうがいいのかとか、その中での役割はやっぱり執行部の職員がいるので、その手足になって動かないといけないのかとか、そういうところはやっぱり規定をしてもらおうと動きやすいなということです。

樋口博己委員

どこか忘れましたが、条例をつくったところがありますので、資料を。ちょっと僕も記憶を思い出します。

小林博次委員長

条例をつくっていく、それは大事なこと。

樋口博己委員

後でどういうことを記入するかを。

小林博次委員長

前段で副委員長と三つか四つか条例をつくらないといけないなということは、たたき台としては、条例案は持っていないんだけど、どうしても条例化したほうがいいなと、この委員会でできるかどうかは別だけど。

樋口博己委員

必要だということは書き込んでもらおうといい。

小林博次委員長

そうです。

また、いろいろ資料があったら、取り寄せてくださいね。

避難で、お二方。

荒木美幸委員

今、議員の立ち振る舞いをどうするかという話が出たんですけれども、私はもう単純にとにかく市民の中に飛び込むと思っているんですね。飛び込んで、今何が必要か、どういうことをすぐやらなければいけないのかと、それを集約して、しかるべきところにまとめて、そこから落としていくというような、それをすべき、皆さんが右往左往している中で、何が足りないんだろう、何が今必要なんだろうということを、きめ細やかに、それが36名いる議員が31万人の中に入っていくという、どこかに集まっている場合じゃないと思うんですけど。

小川政人委員

だから、そういうことをちゃんとマニュアル化しておかないと、起きたときに右往左往しなければならないので。

樋口博己委員

窓口とか、ルートですよ。

野呂泰治委員

組織をつくっておくということ。

小林博次委員長

後で、市民の皆さんのお役に立てるような、そういうマニュアルをつくっていくと。

今のところ、避難、逃げるところ、避難。

あと、海拔表示だとか、これはどんなことになっているのかな。全域で。

吉川危機管理監

海拔表示につきましては、補正予算をお認めいただきましたので、990カ所、市内の電柱につきましてはまずシール等で設置できるようにさせていただくということで、地域と十分調整しながら、適切な場所につけると。それから、避難所等につきましても、当然表示をさせていただくと。それから、地区防災組織の補助等も使っていただいて、地区防災協議会でも、自主的にいろんなところへ、メーンの避難経路のところであるとか、主体にし

てつけていただくと、そんなことで調整、成果事業、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

小林博次委員長

それだけで足りるのかな。それだけで足りるのか、990カ所で。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

一応、それで何とか経路、その後については、地区防災組織の補助の中で、どの程度つけていただくのかということも見ながら考えていきたいなと思っているんですが。

小林博次委員長

そういうことと違って、全体でどのくらいあれば大体わかるのかなと。それで、予算化するの990カ所でわかったけど、それが全体の中でどんなものかということが、ちょっと感覚的にわからないから。

吉川危機管理監

一応990カ所で、それと地区防災組織の中でおおむねの表示はできるかなとは思っていますが、電柱自体は、中部電力の電柱が3万4000本、それからNTT等の電柱が1万本近くありますので、4万4000本でございますけど、実際には四日市市以外に、そういう電柱以外の、例えば国土交通省なんかも海拔表示を国道等の主要な看板等につけていくということも聞いておりますので、その辺のちょっと整合性もとりながら、もう少し十分検討して最終的な表示の数ということは当たっていききたいなと思っていまして、当然、国土交通省辺りですと、国道沿いがこれで要らなくなるのかなというようなことで、そういうことで考えております。

以上です。

小林博次委員長

ぴんと来なかったけど。

山本里香委員

電柱を中心に言ってみえます、電信柱を。私が、浜松市に行ったときに、官庁も含めて銀行とか商店のガラスの自動扉のところに、このぐらいかな、軒並み、ちょうどおばあちゃんが手押し車で行って目のつくところとかに、軒並み、浜松市はそういうふうに津波は、張ってあるんです。そういう、これも結局、同じ企画、統一されたものだったので、配付をして、そのの海拔がどれだけということをそのお店が確認した上で、何パターンか、1.1mとか1.2mとかあるんだろうと思うんですけどね。それを入り口のわかるところに張ると、いろいろ皆さんが日常的に目につくと、電柱以外にもね。それは、お金がかからなくても、インターネットでそういう書式があったら、タップシールじゃないけどこんなシールを皆さんのところできちんとそれぞれがプリントアウトして、自分のところの入り口に張れるような、そういう何か皆さんも一緒にやりましょうみたいな呼びかけでできるかもしれない、つくったらなおさらいいですよ、お金をかけて配布をしたらいいんだけど、そういうようなことも含めれば、何か皆さんも一緒になって、同じ書式じゃないとやっぱりだめだと思うんですけど、広がっていくのかなと、意識も高まるかなと、そういうことで、電柱だけではだめだと思います。

早川新平委員

山本委員がおっしゃるとおり、その今、四日市市全域なんですか、990カ所というのは。それとも沿岸部を中心にやるのか、それとも、海拔5m以下のところへやるのか、その990カ所という数字、ちょっと教えてください。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

990カ所については、今のところ、三重県のほうの浸水想定エリア内の町ということで、各町に5枚ずつということで計算させていただいております。

早川新平委員

わかりました。

実は、私は富洲原中学校のすぐそばですけど、この間国土交通省のあれを見たら、マイ

ナス30cmなんですよ、海拔。ご存じのようにね。50m行くと坂で、県道が走っているところはプラス2mなんですよ。たった50mのところ、海拔プラス2mのところとうちのようにマイナス30cmのところがあるので、そういうところはきめ細かくしておかないと、非常に難しいのかなと。さっき言った、今山本委員がおっしゃったように、俺のところ、張っておいてもらったらいいですよ、俺のところに来ると危ないよ、マイナス30cmだよというような理解をするためには、一番ありがたいのは、自治会がよく知っているんですよ、地元のことなのでね。自治会の方と話し合っただけで、一番僕は、画一的にばんばんとやるんじゃなしに、ここはどうしても必要なんだということを中心でやらないと、たった50m離れただけでも2m30cmの差があるということも、吉川危機管理監はご存じだと思うんだけど、そういった部分を精査していかないと、多分富洲原中学校もマイナス30cmからマイナス20cmくらいだと思っていますので、そういったところは考えて。

小林博次委員長

自治会に5枚では役に立たないということがよくわかった。

早川新平委員

済みません。以上。

森 康哲委員

電柱ということだったんですけど、津波避難ビルもぜひ張ってほしいんですけど。張るべきだと思うんですけど、その辺、いかがお考えなのか。

坂口危機管理室長

海拔表示につきまして、一応電柱が原則ということでございますが、先ほど早川委員のほうからありましたように、地域のほうに、この付近という希望位置を確認した上で、危機管理室のほうでその位置の海拔を測定させていただきまして、危機管理室のほうでそこへ張りに行くという、地域のほうで津波避難ビルへ必要だということであれば、そちらへの張りつけについても問題ないと考えております。

森 康哲委員

ぜひ看板とセットで、もしつけていただけるならありがたいんですけども、この間お願いした看板は、どこまで設置はしてもらっているんですかね。津波避難ビルの表示板。

山本危機管理室室付主幹

危機管理室の山本です。

現在91カ所、指定をさせていただいておりますが、まだちょっと表示ができていないのはあと4カ所ということになっています。早急に張るような段取りをしていきたいと思っています。

小林博次委員長

わからないが、最後のほう。

森 康哲委員

本来なら、指定したらもうそこはすぐにでも表示板は設置するべきだと思うんですけども、表示板は、我々が最初説明を受けた表示板の大きさというのは、立て看板で結構大きなものだったと思うんです。総務常任委員会で、こういうものをつけますよというふうに見せていただいたのは。実際についているのは、A4のシールです。こんな小さい。見えないです。これをちょっと早急に対応を考えていただきたいんですけども。

小林博次委員長

夜になったらわからないようになっていないだろうな。

坂口危機管理室長

一応今委員のほうから言われましたように、そのA4の小さいシールと看板と二つ持っていて、オーナーのほうにどちらかをということで希望を確認した上でやらせていただいていたんですが。

森 康哲委員

それは事実と違いまして、例えば私のところでも、最初シールしか張っていきませんでした。要望して、これでは見えづらいから大きなものはないですかと言って初めて持って

きたんですけれども、言っても持ってこないところ、予算上難しいですと断られるところがほとんどです。

吉川危機管理監

見にくいということも当然、希望があれば別ですけれども、余り目立ちたくないというところもありますので、それは別にしましても、やはり当初……。それはあるところもあるんですわ。

いずれにしましても、やっぱり表示して、津波避難ビルとしてそれを目当てに行っていて、これは当然のことです。一回その辺は検討して見直したいと思いません。

以上です。

小川政人委員

電柱は多分、中部電力やN T Tに、道路占有の許可を与えているわけだろう。多分そうだと思うんだけど、勝手に道路につけるわけにいかない。中部電力の土地に電柱を立てると違うのでな。そうしたら、そういうときに、きちっと海拔表示をするように、これからちゃんとそういう契約をすれば、金、要らないじゃないか。蛍光ペンで何m、何m、海拔1m、2m、3mとか、立てるときに。今から、もう既設のものにしるとは言わないので、立てるときにそういうことを中部電力にしてくださいと言って立てさせれば、それでいいわけで、蛍光ペンで色を塗るぐらいならそんなに金はかからないので。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

今ご指摘のところもあるんですけれども、一応中部電力の電柱の使用上の制約というのがあって、既存のものについては、三重県下全体で三重県がまとめていただいて29市町で一部抜けているところもありますけれども、協定をしていただいて、一応つけさせていただくという協定になっております。ただ、新設の電柱については、ちょっとまだ十分調べておりませんので、その辺、十分調べて対応できるのであればさせていただきますけれども、今のところ協定ということで進めておりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

以上です。

小川政人委員

道路管理者の許可がなかったら電柱なんて立てられないわけで、許可を出しているんだ、市が。だから、そんなもの、住民の安心のためなんだから、中部電力もいやとは言わないわさ。それを義務づけておけばいいわけでさ。これは立てさせるわけで。

野呂泰治委員

私もそう思うんですよ、吉川危機管理監。本当に、そういった表示というものはやっぱり人の命なんだと。看板だけと違うんだ。みんながそれに日ごろから気づいて、それを覚えてもらわないといけないんだ。そのためにつくるわけさ。それはやっぱり何が大事ということで、今一番こういう時期だから、そういう考え方でやっぱり進めてもらうのが一番いいと思うね。

小林博次委員長

これは例えば、駅とか、四日市市の人でない人もいるわけだな。それが一体どのぐらいのところにあるのか、見当もつかない。だから、その電柱だけ、町に5枚ぐらいというのでは、全く役に立たない。

うちのところでも、うちの中部電力の土地のところでは70cmぐらい違う。目で見ていてわからないのだけど、水は正直なのでな。だから、やっぱり、もうちょっとたくさん張る工夫を凝らしてもらって、早急に具体化してもらおうということしかない。

だから、ここへ盛り込むのは、もう少し実態に即して、海拔がわかるような、そういう表示をしてくださいと、こういう要望として入れておこうかなと、報告書には。そんなことでよろしいですかね。

それと、そんなのがあるんだったら、避難場所の海拔表示が。一回ぐらい見せなよ。そうしたら、夜、真っ暗だったらだめだしな。

それから、屋内で、電気や照明が消えても避難してくる場合があるわけだね。そうすると、階段に沿って上に向いていくと、例えば蛍光塗料が塗ってあってきちっと場所へ行ける、こんなことなんかもやっぱりしていけないといけないと思うわな、避難路の確保というかな。ちょっとそんなこともここへ追加させてもらっておこうかなと。

あと、追加することがあったら、また、睡眠思考で、思い出したら次回にでもまた出してもらおうかな。今、論議になったところは、文書修正で、文書を挿入して出していきたいと思います。

きょうのところ、こんなところで論議をとどめさせてもらって、あと、この次は、この避難についてまとめの文章の仕上げと、それから、避難所生活に入っていきます。ここに書いてあるように、一から四つまで、行政側の分けたものと合わせてあるんですが、1番目と2番目、初動期とそれから3週間程度、この辺が、避難所生活というものはかなり大事になるので、その辺を重点に議論をさせてもらいたいと思うので、また気になる資料がありましたら、ご提示をしていただくよう、お願いしておきます。

それから、次々回の予定ですが、10月31日、ちょっと資料を配ってくれるかな。

津波対策に関しての専門家、名古屋大学大学院工学研究科、社会基盤工学専攻川崎准教授、この方においでいただいて、1時間程度説明を聞いて、あと、質問なり、そんなようなことにしたいなど。

それから、11月7日には、仙台市の佐藤生活再建支援室長、これは、避難生活とか、避難所の運営とか、そんなことを中心に報告を1時間程度いただく、こんなことで予定させていただきたいと思います。

せっかくですから、ほかの議員も話を聞くのはもったいないので、来たら来れるように、あらかじめ、聞きたいというものがあれば、会派で人数をつかんでもらって、狭ければ、ちょっと広い部屋に会場を変えたいなど思うので、ここだけでよければ、これでやりますけれども、そんなことで。

ですから、この第21回目の10月25日の会議のときに、今この避難を大体まとめ終わっておきたいなど。それから、避難所生活も頭出しをしたいなど、こんなことですから、よろしく願いしたいと思います。

きょうの委員会は白熱の論議の中でございましたが、これで終わらせていただきます。委員会としては、これ、閉じます。

15 : 47 閉議